入札のお知らせ

次のとおり、要件付一般競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

令和８年１１月１７日

秋田市長　　沼　谷　　純

１　入札に付する事項

<table>
<tr><td colspan="2">(1) 番号・件名</td><td>令８城歴－委託第９号
史跡秋田城跡景観等整備業務委託</td></tr>
<tr><td colspan="2">(2) 業務仕様</td><td>仕様書のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="2">(3) 履行場所</td><td>秋田市寺内地内</td></tr>
<tr><td colspan="2">(4) 履行期間</td><td>契約締結日 から 令和９年３月３１日 まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">(5) 入札参加要件</td><td>１　秋田市内に事業所（本社、支社又は営業所等）を有する者であること。
２　市税に滞納がないこと。
３　秋田市暴力団排除条例第２条に規定する暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者でないこと。
４　地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。
５　本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。</td></tr>
<tr><td colspan="3">(6) 入札参加申込み</td></tr>
<tr><td></td><td>受付期間</td><td>令和８年１１月１７日(火)から同月２７日(金)まで
受付時間：午前９時から午後５時まで　※土日祝日受付可</td></tr>
<tr><td></td><td>受付方法</td><td>持参　※郵送等は受付不可</td></tr>
<tr><td></td><td>受付場所</td><td>〒011－0907 秋田市寺内焼山９番６号
秋田城跡歴史資料館</td></tr>
<tr><td colspan="2">(7) 入札参加資格の有無の通知</td><td>令和８年１１月３０日（月）正午までにＥメールで通知する。</td></tr>
</table>

(8) 入札		
	日時	令和８年１２月４日（金）午前１０時
	場所	〒011－0907 秋田市寺内焼山９番６号 秋田城跡歴史資料館
	入札保証金	秋田市財務規則第 109 条により入札保証金が必要。 （金額や納付方法および免除手続等については、別添「入札保証金の取扱いに係る説明書」を参照）
	最低制限価格	設定あり
(9) 契約予定日		令和８年１２月１０日（木）

２　入札参加申込みについて

(1) 入札参加希望者は次に掲げる書類（以下「申込書」という。）を提出すること。

ア　要件付一般競争入札参加申込書兼入札参加資格審査申請書（様式１）

イ　誓約書（様式２）

ウ　商業登記簿謄本又は法人登記事項証明書（写し可）
入札参加申込み時点において３か月以内に発行されたもの。

エ　納税証明書等（写し可）
次の市税に滞納がないことを証明する書類（完納証明書（市税に未納がない証明書）又は納税証明書（固定資産のない場合は資産なし証明書）で、入札参加申込み時点において３か月以内に発行されたもの。
(ｱ) 秋田市に納めた法人市民税（直近の事業年度のもの）
※個人事業者は個人市民税
(ｲ) 秋田市に納めた固定資産税（直近のもの）

オ　入札保証金免除申請書（入保様式１）
入札保証金の免除を希望する場合は、必要書類を添えて提出すること。

(2) 上記のア、イ、オの様式については、秋田市ホームページで入手すること。
（ページ番号：1053802）

３　入札参加資格の有無の通知

(1) 入札参加資格の有無の審査結果は、Ｅメールで通知する。

(2) 入札保証金の有無（免除申請の結果）についても同通知に記載する。

４　入札について

(1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

(2) 入札書に記載する金額は、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者で

あるか否かを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。なお、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額とする。

(3) 予定価格の１０分の６以上の範囲内で最低制限価格を設定するので、最低制限価格より低い入札をした者については落札者としないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(4) 開札の結果、落札者がないときは再度の入札を１回に限り行う。この場合、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できる。

(5) 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定する。なお、くじ引きは辞退できないものとする。

(6) 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。

６　その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は申込者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は返却しない。

(3) 業務内容および申込書等の提出に関する問合せ先

秋田城跡歴史資料館　電話：018－845－1837